

○財務省告示第百二十号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
 平成二十一年三月十六日に発行した利付国債の発  
 行条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十一年四月六日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百七  
 十八回）  
 二 発行の根拠 平成二十一年度における公債の発  
 行の特例に関する法律（平成二  
 十年法律第二十四号）第二条第  
 一項及び特別会計に関する法律  
 （平成十九年法律第二十三号）  
 の法律及びそ

三 振替法の適  
 用等 社債、株式等の振替に関する法  
 律（平成十三年法律第七十五号）  
 以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。  
 価格を競争に付して行われる入  
 札（以下「価格競争入札」とい  
 う。）による発行（以下「価格競  
 争入札発行」という。）、価格競  
 争入札と同時に行われる入札で  
 あつて、価格競争入札において  
 定められた利率をその利率と  
 し、価格競争入札において募入  
 の決定を受けた各申込みの応募  
 価格を募入額により加重平均し  
 て得られる価格をその発行価格  
 とするものによる発行（以下「非

五

方募

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入  
 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 発 競 札 格 決  
 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 発 競 定  
 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入 行 争 の

各 申 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。 各 申 込 み の うち 応 募 額 を 順 次 割 り 込 む 。 各 申 込 み の うち 応 募 額 を 案 分 により 各 申 込 み の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。

争 入 札 発 行 と い う 。 参 加 者 一 般 以下 国 債 競 争 入 札 発 行 と い う 。 参 加 者 一 般 以下 国 債 競 争 入 札 発 行 と い う 。 参 加 者 一 般 以下 国 債 競 争 入 札 発 行 と い う 。 参 加 者 一 般 以下 国 債 競 争 入 札 発 行 と い う 。 参 加 者 一 般 以下 国 債 競 争 入 札 発 行 と い う 。





十  
三  
二

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行  
払 過 札 格 第 参 市 及  
込 利 発 競 II 加 場 び  
み 子 率 行 争 非 者 特 国

(一) 年  
○ ・ 四パーセント  
は、払込金額に加え、次の算式  
により算出した金額を第二十  
号に規定する期日に払い込む  
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{365}$$

十  
四  
初  
期  
利  
子

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
については、前記(一)の算式に  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
（ただし、当該国債を発行時  
に、又は外国法人である場合  
に、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額）を控除  
することができる。  
平成二十一年九月十五日を  
期とし、次の算式により算出し

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六  
十五

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 支 期  
加 額 額 限  
子 以

平成二十一年三月十六日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行  
額面金額百円につき百円  
平成二十三年三月十五日  
利息を支払う。  
て、その日以前六月間に属する  
を、支払期とし、各支払期におい  
て、支払期と十五日及び九月十五日  
毎年三月十五日及び九月十五日  
を、支払期とし、各支払期におい  
て、その日以前六月間に属する  
利息を支払う。  
額面金額百円につき百円  
平成二十三年三月十五日  
日本銀行  
財務大臣から通知を受けた者  
平成二十一年三月十六日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

規定する期日について同じ。  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
期が銀行休業日に当たるとき  
た金額を支払う。ただし、支  
た金額を支払う。ただし、支